

神奈川県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月

神奈川県

目 次

はじめに	1
第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	3
1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方	3
2 農業上の土地利用の基本的方向	6
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	12
第3 基本的事項	17
1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	17
2 農用地等の保全に関する事項	19
3 農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	22
4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	29
5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	34
6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	35
7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	36

はじめに

農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第4条に基づき、本県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に際し、その基準ないし基本となるべき事項を定めるものである。

本県は、県土総面積が241,654ヘクタール（令和7年）と国土の0.64%を占めるに過ぎないが、人口は921万人（令和7年）と国民の約7.5%を抱え、首都圏として産業・文化の中心地となっている。本県の農業は、このような状況にあつて限られた土地資源を有効に活用し、大消費地を抱え、交通網の発達による有利な立地条件や高度な知識と技術を活用し、施設園芸、畜産などの「施設型農業」や露地野菜、果樹、稲作などの「土地利用型農業」が展開されており、県民に新鮮で安全・安心な野菜や畜産物などを安定的に供給している。

一方で、本県農業は、都市化の進展に伴う農地の減少、担い手の減少や高齢化、気候変動による異常気象の頻発化や自然災害の激甚化、さらには近年の国際情勢の不安定化に伴う燃油や肥料等の農業資材の高騰などにより、以前にもまして厳しい状況にある。

そうした中、国は、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりを受け、令和6年6月に法を改正し、農地の総量確保のための措置を強化するとともに、法第3条の3第1項に基づく農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において、これまでの農地面積の変動のすう勢に各種施策の効果を加え、令和17年における全国の農地の面積目標を掲げた。

本県において、農地は、多くの県民の生命を支える食料生産の場であることはもちろんのこと、適正な農業生産活動により、農作物の生長過程で行われる大気や水などの循環・浄化作用の効果、田園の風景や農作業の体験などのゆとり空間の提供、農地や農業用施設が有する生物多様性の機能、災害時の農地の防災空間としての活用、さらには国土保全機能など、農家のみならず県民全体の暮らしを守るための多種多様な役割・機能（以下「多面的機能」という。）を担っている。

また、農業は、「食」「運動」「社会参加」のいずれの面においても、未病改善の取組に深く関わるものであり、健康で長生きできる神奈川の実現に向け、農業地域の高齢化対策にもつながっている。

基本方針は、我が国全体の農業を取り巻く情勢を踏まえつつ、本県農地の持つ多面的機能を持続的かつ十分に発揮することにより、神奈川らしい都市農業の持続的な発展を実現するための基礎となる農用地等の確保と有効利用を図るための基本的方向を定める。

基本方針は、昭和 45 年に策定して以来、法改正に相応するかたちで、これまでに 6 回の見直しを行っている。今回の改正点は国が定める基本指針の変更に伴い、10 年後における目標面積を定めた「県面積目標」を変更するとともに農業を取りまく情勢の変化を反映した。

第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

県内の農地面積は、昭和45年には35,700ヘクタールであったものが高度成長期やバブル経済期に多くの農地が転用されて、平成11年は21,900ヘクタール、平成21年には20,500ヘクタール、令和6年には17,800ヘクタールまで減少している。今後においても都市部における大規模開発など大型公共事業や、「セレクト神奈川NEXT」等による企業誘致、「物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号、以下「物流効率化法」という。）」の改正による物流施設の整備の促進などにより農地は更に減少するものと予想される。

今後、農地の減少が見込まれる中で、大消費地に近いという立地条件を活かして、安定した食料の供給を図る観点から、まとまりのある農地等、法第10条第3項各号に掲げる土地については、積極的に農用地区域として保全・確保し、農業振興施策を計画的かつ集中的に推進する。

なお、小規模な団地の農地が多い本県の特徴を踏まえ、概ね5ヘクタール以上の一団の農地については、県単独事業等の施策並びに市町村や土地改良区などが行う農業生産基盤の整備等を通じて良好な生産環境を維持できる規模であるとの考えから、農用地区域として保全・確保していくことが適当である。

農用地区域内の農地面積については、長年の土地改良事業による整備や法に基づく農業振興地域制度の適切な運用により、荒廃農地を除く10,221ヘクタール（令和5年）が確保されている。今後は、道路網の整備や市町における地域開発など、具体化されている開発計画（本県の独自に考慮すべき事由）について、すう勢以上の農用地区域内の農地面積の減少を加味した上で、農業振興を図るべき地域につき農業振興地域の指定と集団的に存在する農地は農用地区域への編入促進や除外の抑制等の取組、並びに荒廃農地の発生防止・解消等の諸施策を実施することにより、令和17年における確保すべき農用地区域内の農地面積は、9,999ヘクタールを目標とする。

整備計画を策定している市町並びに整備計画の策定が予定されている町村においては上記目標を共有し、達成するための責務を負う。

なお、市町村はこの基本方針に定める目標達成に向け、あらかじめ県と市町村の目標面積を調整した上で、法第13条第1項の規定に基づく整備計画の変更を遅滞なく行う。

(1) 県面積目標

ア 目標年及び基準年

都道府県面積目標の目標年は令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とする。

イ 目標年及び基準年における農用地区域内農地の面積

荒廃農地を除く基準年の農用地区域内農地の面積は 10,221 ヘクタールとし、目標年において確保すべき農用地区域内農地の面積は 9,999 ヘクタールとする。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話し合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費や、基盤・施設整備費等への支援、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等により農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

イ 農業生産基盤の整備及び保全

地域計画と連携し、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区画化、管理作業の省力化に資する整備、情報通信環境の整備、国内の需要等も踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設について、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、施設の補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、戦略的な保全管理を推進する。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから、他用途への転用は行わないが、やむを得ず、非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図るとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね 5 年ごとに法第 12 条の 2 に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

また、法第 13 条第 2 項第 6 号に規定される事項については、県や市町村の直轄又は補助並びに土地改良区が行う農業生産基盤の整備が実施された区域内の土地についても同様の扱いとするよう努めるものとする。

国及び地方公共団体が農用地域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地域内における土地の農業上の利用の確保という法第 1 条の 2 第 3 項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(4) 交換分合制度の活用

法第 13 条の 2 の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(5) 推進体制の確立等

県は、基本方針の変更、整備計画の策定・変更協議に当たり、円滑かつ適正な運用を図るため、庁内関係部局及び関係農業団体等で構成している検討委員会を開催し、計画内容等について総合的に協議する。

また、市町村においては、市町村整備計画の策定・変更に当たり、地域の振興に関する計画との調和を図るなど円滑かつ適正な運用を図るため、庁内関係部局間の連絡体制を整備するとともに、関係農業団体及び集落の代表者等から必要に応じ幅広く意見を求める。

(6) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第 12 条の 2 の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(7) 本県の農業の特性を踏まえた施策の推進

本県の農業においては、農業従事者の高齢化や減少が進み、荒廃農地が多く見られるなど、地域農業の活力の維持が難しくなっている。一方、身近に大消費地を持つ有利性を活かし、都市農村交流を通じて付加価値を高める農業展開や多様な

消費者ニーズに即応した多品目の農畜産物を生産し、本県の豊かな地域資源を最大限活用した農業の6次産業化を推進するなど、市場だけでなく直売や宅配など多様な流通システムやインターネットなどを活用した販売が行われている。

このことから、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を促進し、荒廃農地の発生防止と解消を図るとともに、意欲ある多様な担い手の確保を図る新たな施策として、都市住民や企業等の農業生産への参加を積極的に促して農地の有効利用を図る。

その他、ほ場等におけるスマート農業を実現するために、必要な土地改良事業等の導入を図る。

これらの施策を展開することで、「担い手の育成・確保」、「安全・安心な農畜産物の利用拡大」、「環境に配慮した農業」など農業の活性化による地産地消の推進を図る。

2 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 横浜川崎農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

気候は温暖であり、鉄道及び道路等の交通条件に恵まれた地帯であるため、県内において最も都市化の影響を強く受け、市街化の拡大及び産業の発展により非農業部門の土地需要が増大している。東京湾に面した東南部は京浜工業地域及び市街地であり、主に内陸部の丘陵地（火山灰土壌）において意欲ある営農活動が行われている。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は横浜市、川崎市の指定都市からなり、総面積 58,119 ヘクタールで県土の 24.1%、人口は約 532 万人で、県人口の 57.6%を占めている。人口は、令和 12 年の 535 万人をピークに減少局面に入ると予想される。

道路網については、圏央道の一部を構成する高速横浜環状南線、横浜湘南道路の整備が進められている。

また、横浜市瀬谷区上瀬谷地区及び旭区上川井地区の米国から返還された旧上瀬谷通信施設跡地においては、土地区画整理事業が進められている。

本地帯は本県の販売農家の 21%を有し、積極的な農業が営まれ、後継者も多いことから、農地が有する水源かん養や生物多様性保全など多面的機能の維持に可能な限り配慮をしつつ、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図る。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産の面においては、地域の立地条件を考慮し、多品目の野菜、果樹、花鉢

物などの花き、植木及び畜産等を中心として、都市環境との調和を図りながら振興するものとし、その土地条件に応じた土地利用を積極的に進めて優良農地を確保する必要がある。

また、本地帯の農業的土地利用の推進方向は、次のとおりである。

- (ア) 鶴見川、境川、その他の水系には水田が点在するが、都市における水田の多面的機能を確保するため、区画の再整備、用排水施設の更新整備により、水田の高度利用化を図る。
- (イ) 地帯全体に分布する台地の土地利用は総体的には畑であり、野菜、果樹及び植木などが作付けされているが、生産性や作業性の向上を図るため、農道、ほ場整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を更に進め、農地利用の効率化を図る。

(2) 横須賀三浦農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

地帯北部の鎌倉市、逗子市、葉山町及び横須賀市北部は、鉄道及び道路等の交通条件に恵まれており、市街地に近接した丘陵地において畑作を中心とした農業が展開されている。また、地帯南部の三浦市、横須賀市南部は、最低気温が氷点下を下回ることがほとんどなく、年間を通じて温暖な気候に恵まれている。地帯北部の土壌は、洪積土壌であり、南部は、火山灰土壌である。

北部では、住宅団地等の開発の影響を受けたことで、都市的土地利用がみられるが、南部は露地野菜の主要な産地であり、首都圏への生鮮野菜の供給基地として重要な役割を果たしている。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は4市1町からなり、総面積20,684ヘクタールで県土の8.6%、人口は約67万人で県人口の7.3%を占めている。人口は既に減少が始まっており、令和17年には約59万人になると予想される。

道路網については、バイパス機能を持つ幹線道路の整備が進められているが、生産者の営農意欲も高いことから、農地が有する水源かん養や生物多様性保全など多面的機能の維持に可能な限り配慮をしつつ、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図る。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

本地帯は、農業生産基盤整備により主要生産品目である露地野菜の生産規模の拡大を図るなど、畑作を中心とした土地利用を積極的に進めて優良農地を確保する。

また、農業的土地利用の推進方向は、次のとおりである。

- (ア) 本地帯の台地畑は、露地野菜が年間を通して作付けされており、今後は、畑として生産性や作業性の向上を図るため、農道、ほ場の整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を更に進め、露地野菜産地としての農地利用を図る。
- (イ) 北部の都市住宅地と近接した地域では、消費地に近い地域の利点を活かし、消費者ニーズに対応した多品目な野菜生産を行うための農地利用を図る。
- (ウ) その他、横須賀市及び三浦市を中心に早生ミカンやイチゴなどの観光農業が盛んに行われているため、立地や施設栽培に適した優良農地の確保を図る。

(3) 県央湘南農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

比較的温暖な気候に恵まれており、地帯中央部を流れる相模川や金目川沿岸の沖積平野（沖積土壌）及び地帯東部の相模原台地（火山灰土壌）及び地帯西部の丘陵地（火山灰土壌）からなっている。首都圏とを結ぶ鉄道及び道路等が発達しているが、今後更に幹線道路等の建設及び「さがみロボット産業特区」の取組により、都市的土地利用の拡大が図られる。また、丹沢大山山麓は国定公園であるため、自然の景観を保持しながら土地利用が図られている。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は、平塚市から愛川町に及ぶ 10 市 4 町 1 村からなり、総面積 66,475 ヘクタールで県土の 27.5%、人口はほぼピークにあり約 218 万人で県人口の 23.6%を占めている。人口は今後減少に転じ、令和 17 年の人口は約 210 万人と予想される。

道路網は交通の要衝である地域特性から、新東名高速道路、国道 246 号バイパス厚木秦野道路などの骨格的な整備が進んでいる。

地域開発については、東海道新幹線新駅を誘致する寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚市大神地区を新たな道路橋でつなぐ、ツインシティ整備計画による都市づくりが進んでいる。

また、「さがみロボット産業特区」の取組により、ロボット関連企業の進出が見込まれるとともに、あわせて物流効率化法の規定に基づく認定を受けた物流施設の開発が進んでいる。

しかしながら、本地帯は、県内有数のまとまりのある農業地帯であることから、農地が有する水源かん養や生物多様性保全など多面的機能の維持に可能な限り配慮をしつつ、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図る。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産としては、野菜、花き、植木、果樹、茶、水稻、きのこ類、畜産等と極めて多岐にわたる生産が行われている。都市化が進行する中、優良農地を確保するため、担い手の減少、高齢化等に対応した農作業の受委託等・農地の貸借等を推進し、地域の土地条件、水利条件に応じた土地利用を積極的に進める必要がある。

また、本地帯の農業的土地利用の推進方向は、次のとおりである。

- (ア) 本地帯の水田は、昭和初期から小区画な（10アール程度）ほ場整備が行われてきている。今後は、地域環境の保全に配慮しスマート農業の導入も念頭に置いたほ場の大区画化と暗きょ排水等の農業生産基盤の再整備を行うとともに、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化の推進を図る。
- (イ) 丹沢大山山麓の畑では落葉果樹が集団的に栽培されている。今後の土地利用の方向としては、野菜、果樹、畜産等の振興を図るため、農道、ほ場整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を進め、農地利用の効率化を図る。
- (ウ) 丹沢大山山麓及び大磯台地の傾斜地では、ミカンなどの柑橘（カンキツ）類が栽培されているが、農道、ほ場整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を進め、農地利用の効率化を図る。

(4) 県西農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

地帯中央部の酒匂川流域の平野部（沖積土壌）を起伏に富んだ伊豆箱根山地及び丹沢山系の山間地帯（火山灰土壌）が取り囲んでいる。比較的温暖な気候であり、鉄道及び道路交通は発達している。また、箱根・湯河原の観光資源とともに、工場用地及び観光用地としての土地需要が多い。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は山北町から南足柄市、小田原市を包含し湯河原町に至る2市8町からなり、総面積63,488ヘクタールで県土の26.3%、人口は、約33万人で県人口の3.6%を占めている。人口は既に減少が始まっており、令和17年の人口は約28万人と予想される。

本地帯は、自然、歴史、文化を活かしたまちづくり構想等があるが、農地が有する水源かん養や生物多様性保全など多面的機能の維持に可能な限り配慮をしつつ、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図る。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産については、酒匂川流域の平坦部の水田地帯では、水稻をはじめ野菜、ナシ等の果樹等の生産が行われ、箱根丹沢山麓及び曾我丘陵の樹園地及び畑地帯ではミカンを中心とした果樹、茶、野菜、畜産等の生産が行われており、土地条

件、水利条件に適した土地利用を積極的に推進して優良農地を確保する必要がある。

また、本地帯の農業的土地利用の推進方向は、次のとおりである。

- (ア) 本地帯の水田は、昭和初期から小區画な（10 アール程度）ほ場整備が行われてきているが、今後は、地域環境の保全に配慮しスマート農業の導入も念頭に置いたほ場の大区画化と暗きょ排水等の農業生産基盤の再整備を行うとともに、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化の推進を図る。
- (イ) 箱根、丹沢山麓及び曾我丘陵地区の急傾斜の畑や樹園地では、茶、ミカンなどの柑橘（カンキツ）類の生産が行われ、台地畑では飼料作物や野菜生産も行われているが、農道、ほ場及び畑地かんがい施設の更新などの整備を進め、農地利用の効率化を図る。

(5) 県北農業地帯

ア 気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、交通条件、土地利用の現況等

本地帯は、東京都、山梨県に接し、東部（旧相模原市の地域）は比較的温暖な気候に恵まれている。一方で西部（津久井地域）は旧城山町の一部を除いたほとんどの地域が山岳に覆われており、寒暖の差が激しい内陸性の気候であり、降水量も多い地帯である。

鉄道について東部は、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）が設置される予定の橋本駅周辺地区を始め交通網は発達しているが、西部はJR中央本線のみであり路線バスが主たる公共交通機関として重要な役割を果たしている。

道路網について東部は、国道16号、129号、西部は中央自動車道、圏央道、国道20号、412号、413号により地域内交通量を支えている。

農用地では、相模川から東側の台地畑（火山灰土壌）と相模川などの河川沿いは水田（沖積土壌）が点在している。山あいの傾斜地（火山灰土壌）は畑が散在しており、集団性はなく、営農条件も悪いため生産性は低い。また、農業従事者の高齢化や鳥獣被害などにより荒廃農地が増加の傾向にあるが、認定農業者等の地域の中心経営体への農用地等の集積・集約により、経営の安定に取り組んでいる。

イ 人口及び産業の将来見通し、建設、産業振興、地域開発計画等を勘案した将来の他用途利用の方向

行政区域は、相模原市1市からなり、総面積32,891ヘクタールで県土の13.6%、人口は約73万人で県人口の7.9%を占めている。人口は今後減少に転じ、令和17年の人口は約70万人と予想される。

地域開発については、首都圏を取り巻く宅地開発が着実に進んでいる。また、リニア中央新幹線の神奈川県駅（仮称）や津久井広域道路等の大型公共事業の実施、「さがみロボット産業特区」の取組により、ロボット関連企業の進出が見込まれ

るとともに、あわせて物流効率化法の規定に基づく認定を受けた物流施設の開発が進んでいるが、農地が有する水源かん養や生物多様性保全など多面的機能の維持に可能な限り配慮をしつつ、地権者や周辺農家の意向を十分把握しながら優良農地の確保を図る。

ウ 上記の条件に対応した農業及び農業的土地利用の推進方向

農業生産としては、野菜、花き、植木、果樹、茶、水稻、畜産等と多岐にわたる生産が行われている。都市化が進行する中、優良農地を確保するため、農業生産基盤の整備や農地の面的利用集積及び農作業の受委託等・農地の貸借等を通じて農地の高度利用による土地生産性の向上を図り、地域の土地条件、水利条件に応じた土地利用を積極的に進める必要がある。

また、本地帯の農業的土地利用の推進方向は、次のとおりである。

- (ア) 東部の水田は、昭和初期から小区画な（10アール程度）ほ場整備が行われてきているが、今後は、地域環境の保全に配慮しスマート農業の導入も念頭に置いたほ場の大区画化と暗きょ排水等の農業生産基盤の再整備を行うとともに、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化の推進を図る。

また、露地栽培を中心とした相模原台地畑は、ほ場整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を進め、農地利用の効率化を図る。

- (イ) 西部は、地域の特性を活かし、農産物加工品等を地域特産化し、沿道直売などで販売するなど交流型農業を推進する。また、条件不利地に応じた生産・生活環境基盤の整備が図られるような土地利用を進める。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定 (地域名)	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
横 浜 川 崎 農 業 地 帯	横浜地域 (横浜市)	横浜市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 10,019ha (農用地面積 2,313ha)	
	川崎地域 (川崎市)	川崎市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,568ha (農用地面積 179ha)	
地 帯 計	2地域	2市	総面積 11,587ha (農用地面積 2,492ha)	
横 須 賀 三 浦 農 業 地 帯	横須賀地域 (横須賀市)	横須賀市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 3,378ha (農用地面積 645ha)	
	鎌倉地域 (鎌倉市)	鎌倉市のうち、都市計画法の市街化区域及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の歴史的風土特別保存地区を除く区域	総面積 823ha (農用地面積 73ha)	
	三浦地域 (三浦市)	三浦市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 2,477ha (農用地面積 1,156ha)	
地 帯 計	3地域	3市	総面積 6,678ha (農用地面積 1,874ha)	

県 央 湘 南 農 業 地 帯	平塚地域 (平塚市)	平塚市のうち、都市計画法 の市街化区域を除く区域	総面積 3,631ha (農用地面積 1,523ha)	
	藤沢地域 (藤沢市)	藤沢市のうち、都市計画法 の市街化区域を除く区域	総面積 2,157ha (農用地面積 897ha)	
	茅ヶ崎地域 (茅ヶ崎市)	茅ヶ崎市のうち、都市計画 法の市街化区域を除く区域	総面積 1,349ha (農用地面積 339ha)	
	秦野地域 (秦野市)	秦野市のうち、都市計画法 の市街化区域及び自然公園法 の特別保護地区(丹沢大山国 定公園)を除く区域	総面積 7,825ha (農用地面積 1,244ha)	
	伊勢原地域 (伊勢原市)	伊勢原市のうち、都市計画 法の市街化区域等を除く区域	総面積 4,270ha (農用地面積 1,133ha)	
	寒川地域 (寒川町)	寒川町のうち、都市計画法 の市街化区域を除く区域	総面積 611ha (農用地面積 228ha)	
	大磯地域 (大磯町)	大磯町のうち、都市計画法 の市街化区域を除く区域	総面積 1,170ha (農用地面積 308ha)	
	二宮地域 (二宮町)	二宮町のうち、都市計画法 の市街化区域を除く区域	総面積 474ha (農用地面積 158ha)	

	厚木地域 (厚木市)	厚木市のうち、都市計画法 の市街化区域を除く区域	総面積 6,182ha (農用地面積 1,101ha)	
	清川地域 (清川村)	清川村のうち、自然公園法 の特別保護地区(丹沢大山国 定公園)等を除く区域	総面積 6,378ha (農用地面積 57ha)	
	大和地域 (大和市)	大和市のうち、都市計画法 の市街化区域等を除く区域	総面積 578ha (農用地面積 116ha)	
	海老名地域 (海老名市)	海老名市のうち、都市計画 法の市街化区域を除く区域	総面積 1,180ha (農用地面積 431ha)	
	座間地域 (座間市)	座間市のうち、都市計画法 の市街化区域等を除く区域	総面積 442ha (農用地面積 184ha)	
	綾瀬地域 (綾瀬市)	綾瀬市のうち、都市計画法 の市街化区域等を除く区域	総面積 785ha (農用地面積 229ha)	
	愛川地域 (愛川町)	愛川町のうち、都市計画法 の市街化区域を除く区域	総面積 2,573ha (農用地面積 326ha)	
地 帯 計	15 地域	10 市 4 町 1 村	総面積 39,605ha (農用地面積 8,274ha)	

県 西 農 業 地 帯	南足柄地域 (南足柄市)	南足柄市のうち、都市計画法の市街化区域及び自然公園法の特別保護地区（富士箱根伊豆国立公園）を除く区域	総面積 6,966ha (農用地面積 875ha)	
	中井地域 (中井町)	中井町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,766ha (農用地面積 546ha)	
	大井地域 (大井町)	大井町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 1,090ha (農用地面積 381ha)	
	松田地域 (松田町)	松田町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 3,577ha (農用地面積 214ha)	
	山北地域 (山北町)	山北町のうち、都市計画法の用途地域等及び自然公園法の特別保護地区（丹沢大山国定公園）を除く区域	総面積 19,531ha (農用地面積 440ha)	
	開成地域 (開成町)	開成町のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域	総面積 371ha (農用地面積 163ha)	
	小田原地域 (小田原市)	小田原市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 8,411ha (農用地面積 2,255ha)	
	湯河原地域 (湯河原町)	湯河原町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,698ha (農用地面積 302ha)	

	真鶴地域 (真鶴町)	真鶴町のうち、都市計画法 の用途地域等を除く区域	総面積 542ha (農用地面積 102ha)	
地 帯 計	9 地域	2 市 7 町	総面積 45,952ha (農用地面積 5,278ha)	
県 北 農 業 地 帯	相模原地域 (相模原市)	相模原市のうち、都市計 法の市街化区域等、用途地域 及び自然公園法の特別保護地 区(丹沢大山国定公園)を除 く区域	総面積 25,425ha (農用地面積 1,714ha)	
地 帯 計	1 地域	1 市	総面積 25,425ha (農用地面積 1,714ha)	
県 計	30 地域	18 市 11 町 1 村	総面積 129,247ha (農用地面積 19,632ha)	

注1. この表の指定予定地域の規模の欄に掲げる総面積は、市町村総面積から除外する区域の面積を除いたときの面積を示す。

2. この表中、農用地面積は、市街化区域及び用途地域を除いた農用地(農地と採草放牧地)の面積であり、参考までに掲げたものである。

3. 指定予定地域の規模は、令和7年現在。添付図面：指定予定地域の範囲を示した図面(別添「農業振興地域指定予定地域図」のとおり)

第3 基本的事項

1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産の基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備は、良好な生態系や景観等の形成・維持の観点から環境への調和に配慮しつつ農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、産業構造の高度化にともなう農業就業人口の減少への対応、集約的かつ効率的な農業を展開する上で必要な土地利用の高度化、農業用水の管理及び作付体系の合理化、経営規模の拡大等地域農業の近代化を図る観点から進める必要がある。

このため、基本的には、地域の実情にあった農業機械の導入による生産性の向上を旨として、スマート農業が導入可能なほ場の整備、農業用排水施設の整備、農道の整備、その他農用地の集団化等を積極的に行い、あわせて農業用水の水質保全を図るため、農業集落排水施設の整備等、農業生産基盤の整備を推進する。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別の整備の基本的な構想は次のとおりである。

(2) 農業地帯別の構想

ア 横浜川崎農業地帯

(ア) 田の整備

土地改良事業等の導入により畦畔除去などの簡易な再整備による区画拡大を推進し、さらには ICT を活用した水管理の省力化を行うための農業生産基盤整備を進める。また、水田の高度利用化を進める。

(イ) 畑の整備

基本的には、畑地かんがい施設（パイプライン）の更新を最優先として、農道及びほ場の再整備を進める。なお、丘陵台地の野菜等の生産団地では、用水確保のためのかんがい施設（揚水機場）の整備を進める。

イ 横須賀三浦農業地帯

(ア) 畑の整備

北部では、機械化に対応した農道及びほ場の整備を主体に進める。また、消費者ニーズに対応した多品目な野菜生産の振興を図るため、かんがい施設の整備を進める。また、ICT を活用したスマート農業の導入により、作業の超省力化による労働力の軽減を図るための整備を進める。

台地畑が広がる南部では、露地野菜が周年栽培されているが、今後はスマート農業を見据えたほ場の整備や農道整備、用水確保のためのかんがい施設の整備を進める。

ウ 県央湘南農業地帯

(ア) 田の整備

ICT を活用した水管理の省力化のため用排水施設の整備を進める。排水不良地区については、暗きょ排水整備を実施することで、水田の高度利用化を進める。なお、相模川水系、金目川水系の大部分については、再整備によるほ場の大区画化を推進し、大型農業機械やスマート機器の導入による一貫作業体系の確立を図る。また、水田の高度利用化を進める。

(イ) 畑の整備

スマート農業を見据えた大型農業機械に対応した農道、ほ場整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を進める。また、畜産振興を図るため、自給飼料増産に伴う飼料畑の整備を進める。

(ウ) 樹園地の整備

生産性の向上を図るとともに、観光農業や都市農村交流を通じて付加価値の高い農業を展開していくため、農道及びかんがい施設の整備を進める。

エ 県西農業地帯

(ア) 田の整備

ICT を活用した水管理の省力化のため用排水施設の整備を進める。また、再整備によるほ場の大区画化を推進し、大型農業機械やスマート機器の導入による一貫作業体系の確立を図る。また、水田の高度利用化を進める。

(イ) 畑の整備

スマート農業を見据えた大型農業機械に対応した農道、ほ場整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を進める。田畑混在地区については、水田の整備と一体的に畑地の集団化整備を進める。また、畜産振興を図るため、自給飼料増産に伴う飼料畑の整備を進める。

(ウ) 樹園地の整備

農道の整備と土壌浸食防止の排水路などの農地保全施設整備を進めるとともに、用水確保のためかんがい施設の整備を進める。

オ 県北農業地帯

(ア) 田の整備

相模川及びその水系の河川沿いにある水田については、ICT を活用した水管理の省力化のため用排水施設の整備を進める。また、再整備によるほ場の大区画化を推進し、大型農業機械やスマート機器の導入による一貫作業体系の確立を図る。また、水田の高度利用化を進める。

一部棚田については、棚田の持つ景観の確保・保全のため、周辺地域と調和

した景観等に配慮した農道の整備と法面の崩落防止等の整備を進める。

(イ) 畑の整備

東部はスマート農業を見据えた大型農業機械に対応した農道、ほ場整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を進める。また、畜産振興を図るため、自給飼料増産に伴う飼料畑の整備を進める。

一方、西部の傾斜地に点在している畑は都市農村交流による高付加価値農業を実現するため、景観等に配慮した、農道、ほ場整備及び畑地かんがい施設の更新などの整備を進める。また、畜産振興を図るため、自給飼料増産に伴う飼料畑の整備を進める。

(ウ) 樹園地の整備

東部は生産性の向上を図るとともに、観光農業や都市農村交流を通じて付加価値の高い農業を実現していくため、農道の整備を主体に進める。

西部は都市農村交流による高付加価値農業を実現するため、景観等に配慮した農道の整備とかんがい施設の整備を進める。茶畑は急傾斜地であることから、モノレール等の整備を進める。

(3) 広域整備の構想

ア 用排水改良

相模川及び酒匂川流域の水田は、都市化にともなう雨水流入量の増大により水田からの排水が不良な状態にある。また、農業従事者の高齢化及び兼業化による施設の維持管理の困難性が高まっていることに加え、施設の老朽化が進んでいることから、激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた「流域治水」の取組に配慮しつつ、施設の改良及び安定的な機能発揮を図るための補修・更新等の整備を進める。

イ 農道整備

県西部の樹園地地帯は、生産団地内の農道網整備等が立ち遅れている状況にあるので、選果場への集出荷、流通の改善、観光農業や都市農村交流による高付加価値農業を実現、また災害時の緊急避難路や、輸送路としても機能を発揮する広域農道の新設、既存農道網の補修及び更新等の整備を進める。

2 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

ア 農用地等の保全の必要性

農業生産の振興を図るべき地域においては、農用地を良好な状態で維持・保全していくことが重要である。同時に、農業を持続的に発展させるためには、土地利用率の低下や荒廃農地の発生を防止し、農用地の効率的な利用を促進していく必要がある。

また、農業は、その生産活動を通して土壌の保全、水質の浄化、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの役割を担っている。その中で、農用地は適正な農業生産活動により生ずる国土保全機能など多面的な機能を兼ね備えており、災害防止や災害時の避難場所等防災協力農地としての役割からも良好な状態で保全していく。

イ 農用地等の保全の基本的方向

(ア) 横浜川崎農業地帯

この地帯は、県内で最も都市化の進んだ地域であるが優良農地が多いため、農業生産基盤の整備等の推進を図るとともに、都市住民と結びついた交流型保全として里地里山制度や多面的機能支払制度を活用し、農用地等の保全を図る。また、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進により農用地等の保全を図る。

(イ) 横須賀三浦農業地帯

この地帯は、三浦半島の台地に広がる畑地帯の露地野菜を中心とする「生産団地農業」を展開しており専業農家も多いが、担い手の高齢化や兼業化への対策として、農業生産基盤整備等の推進を図るとともに、担い手の確保・育成、生産組織の育成や活動支援及び農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進により農用地等の保全を図る。さらには、里地里山制度、多面的機能支払制度などの農用地等を継続的に保全、再生及び活用する活動や棚田地域振興法による地域の指定、棚田地域振興関連事業の活用により農用地等の保全を図る。

(ウ) 県央湘南農業地帯

この地帯は、農業経営規模・形態が非常に多様であるため、多品目の農畜産物の生産に対応した農業生産基盤整備等の推進を図るとともに、担い手の確保・育成、生産組織の育成や活動支援及び農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進により農用地等の保全を図る。さらには、里地里山制度、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度などの農用地等を継続的に保全、再生及び活用する活動や棚田地域振興法による地域の指定、棚田地域振興関連事業の活用により農用地等の保全を図る。

(エ) 県西農業地帯

この地帯は、傾斜地のミカン経営を中心とした地域であるため、農業生産基盤整備等の推進を図るとともに、農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少が顕著であることから、担い手の確保・育成、生産組織の育成や活動支援及び農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進により農用地等の保全を図る。さらには、里地里山制度、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度などの農用地等を継続的に保全、再生及び活用する

活動や棚田地域振興法による地域の指定、棚田地域振興関連事業の活用により農用地等の保全を図る。

(オ) 県北農業地帯

この地帯の東部は、農業経営の形態が多様であるため、多品目の農畜産物の生産に対応した農業生産基盤整備等の推進を図るとともに、担い手の確保・育成、生産組織の育成や活動支援及び農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進により、農用地等の保全を図る。

西部においては、農業生産条件が不利な地域にある中で、野菜、茶、果樹等を生産している。しかし、農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少などにより、荒廃農地が多くなっているため、都市住民や地域住民との交流連携等の拠点となる施設を整備し、付加価値の高い農業や農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進により、農用地等の保全を図る。

さらには、里地里山制度、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度などの農用地等を継続的に保全、再生及び活用する活動や棚田地域振興法による地域の指定、棚田地域振興関連事業の活用により農用地等の保全を図る。

(2) 農用地等の保全のための事業

農地整備事業などの農業生産基盤整備の実施により、農業生産性の高い農地の確保や荒廃農地の解消を図り、さらには、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を促進し荒廃農地の発生を防止する。

また、老朽化した農業水利施設の増加により、施設の保全管理が課題となっているが、施設を管理する土地改良区等は、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や組合員の高齢化や減少による組織運営や施設管理機能の脆弱化等様々な問題を抱えている。このことから、適時・適切な農業水利施設の保全対策の事業実施により農地の保全を図る。

県央湘南地帯の水田では、都市化の進展や老朽化により機能が低下した排水路が存在しており、これらを要因とした農用地や農業用施設への湛水被害が発生していることから、排水路の改修などによる対策事業を実施する。

県西地帯の丘陵地では、昭和 30, 40 年代に整備された水路兼用農道及び排水路など、年月の経過により施設の損傷や老朽化のため、農地侵食被害が発生していることから、土留め含む水路兼用農道等の改修などによる対策事業を実施する。

以上のことから、各地帯別にある問題を解消するための事業実施により、農用地等の保全を図る。

(3) 農用地等の保全のための活動

ア 荒廃農地の適切な保全管理の支援及び意欲ある多様な農業経営を営む者への

利用集積の促進

耕作条件不利地においては、農用地等の保安全管理を容易にするための、県単独事業など活用し、農業生産基盤の整備を進めるとともに地域の実状にあった荒廃農地の発生防止及び荒廃の解消を推進する。

また、農業委員会や市町村等による農地の状況調査を支援し荒廃農地の実態把握に努める。

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図るとともに、地域の営農の実態等に応じた多様な生産組織の育成を図り、農作業の受委託等を推進して農用地等の保全を図る。特に集落を単位とした生産組織（集落営農）等は、農地管理の面において重要な役割を担っているため、生産組織の協業経営化・法人化等による組織経営体への発展が図られるものや、組織内のオペレーター等から個別経営体となる意欲がある者を育成するための支援を行う。

なお、都市住民を活用して農用地等の維持・管理のための耕作に支援を行うとともに、新たな担い手等が就農するための支援を行い、農用地等の保全を図る。

イ 地域の協働による持続的な保全活動

棚田地域振興法による地域の指定、活動計画の認定を受け、棚田地域振興関連事業の活用として、中山間地域等直接支払制度の集落協定や地域ぐるみでの農地保全に関する共同取組に基づく荒廃農地の発生防止などの活動とともに、農地が持つ多面的機能に関する県民理解を推進する活動（多面的機能支払制度）等を通じて農用地等の保全・有効利用を促進する。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

(1) 農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

ア 農地の利用集積の推進及び農地の効率的な利用の促進

本県農業は、全県的に都市型農業であり、土地利用型農業においては、規模拡大は高地価等を反映して非常に困難となっているのが現状である。しかし、都市型農業として高い生産性をあげ、低コスト農業を実現し、今後も県民に新鮮で安全・安心な野菜や畜産物などの安定供給を図ることは重要である。

これらの背景を踏まえて、農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用を実現するため、次のような対策を講ずる。

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく、各種農地流

動化施策を積極的に推進する。

(イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく、農地中間管理事業の実施により、農用地の利用の効率化及び高度化を推進する。

(ウ) 農用地の有効利用及び農業経営の安定を図るため、認定農業者等の意欲ある多様な担い手を育成し、その活動の定着を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営に向けて、農業経営の法人化を積極的に推進する。

また、新たに就農を希望する都市住民等や企業（NPO 法人も含む）等の農業参入を支援する。

(エ) 水田については、スマート農業の活用を前提としたほ場の大区画化による大型農業機械や無人走行システム等の導入に伴う作業効率の向上、農業用ドローンを利用した農薬や肥料の散布など、その他農業機械、施設の共同利用による農作業受委託等により生産コスト等の削減を図る。

また、畑・樹園地については、収益性の高い作物への転換を図り、さらには ICT を活用して超省力化・高品質生産を図ることで経営の安定を目指す。

(オ) 高い生産性をあげるために不可欠である地力対策については、耕種農家と畜産農家の連携により対応する。

(カ) 野菜、花き、畜産等においては、ICT を活用したスマート農業技術など先端技術の導入により規模拡大や労働力節減を図ることで生産コストの削減を目指すとともに生産の高品質化を目指す。

(2) 農業地帯別の構想

ア 主要な営農類型

(個別経営体)

耕種	NO	農業地帯 営農類型名	横浜	横須賀	県央	県西	県北
			川崎	三浦	湘南		
野菜	1	施設トマト＋露地野菜	○		○	○	○
	2	施設キュウリ＋水稲			○	○	○
	3	施設イチゴ＋水稲		○	○	○	○
	4	軟弱野菜	○	○	○	○	○

	5	露地野菜（三浦型）		○			
	6	露地野菜	○	○	○	○	○
	7	野菜直売	○	○	○	○	○
果樹	8	落葉果樹＋水稻	○		○	○	○
	9	ハウスミカン＋ミカン		○	○	○	
	10	カンキツ＋落葉果樹			○		○
花き・花木	11	温室バラ			○	○	○
	12	温室カーネーション			○		○
	13	温室鉢物	○	○	○	○	○
	14	観賞樹	○	○	○	○	○
	15	花壇用苗	○	○	○	○	○
畜産	16	酪農（土地利用型）			○	○	○
	17	酪農（都市近郊型）	○	○	○	○	○
	18	肉用牛（専用種）	○	○	○	○	○
	19	肉用牛（交雑種）	○	○	○	○	○
	20	養豚	○		○		○
	21	養鶏（直売型）	○	○	○	○	○
	22	養鶏（市場出荷型）		○	○		

(組織経営体)

耕種	NO	農業地帯 営農類型名	横浜 川崎	横須賀 三浦	県央 湘南	県西	県北
	23	水稻+麦			○	○	○
	24	茶			○	○	○

イ 目標経営規模

(個別経営体)

営農類型	経営規模	
	経営面積	作付面積
施設 トマト + 露地野菜	1.0ha (施設用地 0.5ha 畑 0.5ha)	促成トマト 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha キャベツ 0.4ha
施設 キュウリ + 水稲	1.3ha (施設用地 0.5ha 水田 0.8ha)	半促成キュウリ 0.4ha 抑制キュウリ 0.3ha 水稲 0.4ha
施設 イチゴ + 水稲	1.0ha (施設用地 0.4ha 水田 0.6ha)	促成早出しイチゴ 0.2ha 促成普通イチゴ 0.1ha 水稲 0.3ha
軟弱野菜	1.15ha (施設用地 0.15ha 畑 1.0ha)	施設ホレンソウ 0.2ha 〃 コマツナ 0.4ha 露地コマツナ 1.2ha 〃 ホレンソウ 0.4ha
三浦型 露地野菜	畑 1.5ha	ダイコン 1.0ha 春キャベツ 0.7ha メロン 0.2ha スイカ 0.3ha カボチャ 0.3ha

露地野菜	畑 2.0ha	ダイコン 0.8ha キャベツ 0.4ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ジャガイモ 0.3ha ニンジン 0.4ha ホウレンソウ 0.3ha サツマイモ 0.3ha レタス 0.2ha ネギ 0.1ha
野菜直売	〔施設用地 0.65ha 畑 0.15ha〕 畑 0.5ha	促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha ホウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha サトイモ 0.1ha ジャガイモ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha
落葉果樹 + 水 稲	〔樹園地 1.0ha 水稲 0.7ha〕 水稲 0.3ha	ナシ 0.4ha ブドウ 0.3ha 水稲 0.3ha
ハウス ミカン + ミカン	樹園地 1.8ha	早生ミカン 0.1ha 優良中晩柑 0.5ha 普通ミカン 0.9ha ハウスミカン 0.3ha
カンキツ + 落葉果樹	樹園地 1.5ha	早生ミカン 0.3ha 普通ミカン 0.4ha 優良中晩柑 0.3ha 白加賀 0.1ha 十郎・南高 0.4ha
温室バラ	〔施設用地 0.8ha 水田 0.6ha〕 水田 0.2ha	バラ 0.25ha
温 室 カーネーション	〔施設用地 0.9ha 水田 0.6ha〕 水田 0.3ha	カーネーション 0.33ha
温室鉢物	〔施設用地 0.5ha 水田 0.3ha〕 水田 0.2ha	鉢物 0.13ha シクラメン プリムラ 他
観 賞 樹	畑 1.7ha	苗木 0.4ha 養生樹 1.2ha 仕立 0.1ha

花壇用苗	畑 0.5ha	パンジーなど 野菜苗 0.1ha	2回転
酪農 (土地利用型)	(飼料畑 3.2ha 施設用地 3.0ha 施設用地 0.2ha)	経産牛 40頭 育成牛 14頭	
酪農 (都市近郊型)	(飼料畑 1.8ha 施設用地 1.6ha 施設用地 0.2ha)	経産牛 40頭 育成牛 14頭	
肉用牛 (専用種)	施設用地 0.3ha	黒毛和種	130頭
肉用牛 (交雑種)	施設用地 0.3ha	交雑種	150頭
養豚	施設用地 0.2ha	繁殖雌豚 種雄豚	70頭 5頭
養鶏 (直売型)	施設用地 0.1ha	成鶏	5,000羽
養鶏 (市場出荷型)	施設用地 0.3ha	成鶏 育成鶏	20,000羽 6,000羽

(組織経営体)

営農類型	経営規模	
	経営面積	作付面積
水稲 + 小麦	水田 20ha	水稲 6ha 小麦(大豆) 5ha 作業受託 6ha
茶	樹園地 10ha	茶 (受託加工) 9ha 9ha)

注1. (1) 主要な営農類型並びに(2) 目標経営規模の表は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を準用して示す。

ウ 農地の利用集積の推進及び効率的な利用の促進並びに農業生産組織の活動の促進

(ア) 横浜川崎農業地帯

スマート農業などの先進技術等を導入した施設園芸や畜産による施設型農業及び軟弱野菜産地の振興、市民と直結した農畜産物流通販売等の付加価値の高い農業を展開する。あわせて、農業生産基盤の整備と農地中間管理機構による農用地の貸し借り等により農用地の保全と有効利用を図り、個別経営の規模拡大や農業経営の法人化を推進するため、農用地の集積・集約化などによる作業効率の改善を図る。

(イ) 横須賀三浦農業地帯

生産性の高い大規模露地野菜産地として、機械化による省力化技術などのスマート農業による労働力の軽減と高品質野菜生産を推進するとともに、農業生産基盤の整備の促進、農地中間管理機構による農用地の貸し借り等により大規模野菜農家の経営指導や法人化や規模拡大等に必要な労務管理技術の習得等の支援の推進を図る。

(ウ) 県央湘南農業地帯

スマート農業などの先進技術を活用した野菜、花きなどの施設園芸や畜産などの施設型農業と水稻及び麦・大豆・飼料作物などの土地利用型農業が調和した複合産地の確立を図るとともに、市場流通や落葉果樹などの直売等の多様な流通形態に支えられた多彩な産地づくりを推進する。あわせて、農業生産基盤の整備と農地中間管理機構による農用地の貸し借り等により農地の保全、農作業の共同化・集団化による個別経営の規模拡大や農作業受委託組織等の育成など、地域農業の組織化・集団化を推進するため、農用地の集積・集約化などによる作業効率の改善を図る。

(エ) 県西農業地帯

平野部では、農業生産基盤の整備と農地中間管理機構による農用地の貸し借り等により農用地の保全と有効利用を図り、農作業の共同化・集団化による個別経営の規模拡大や農作業受委託組織等の育成など、地域農業の組織化・集団化を推進するため、農用地の集積・集約化などによる作業効率の改善を図る。

中山間部では、ミカン、ウメ、茶を中心とした複合果樹産地、自然条件を活かした都市農村交流を通じて付加価値の高い農業展開を図るとともに、生産・生活環境基盤の整備と農地中間管理機構による農用地の貸し借り等による農用地の保全と有効利用を図り、個別経営の規模拡大や農業経営の法人化の推進を図る。

(オ) 県北農業地帯

東部では施設型農業と土地利用型農業が調和した複合産地の確立を図るとと

もに、市場流通や直売等の多様な流通形態に支えられた多彩な産地づくりを推進する。あわせて、農業生産基盤の整備と農地中間管理機構による農用地の貸し借り、農作業の共同化・集団化により個別経営の規模拡大や農作業受委託組織等の育成など、地域農業の組織化・集団化を推進するため、農用地の集積・集約化などによる作業効率の改善を図る。

西部では担い手による茶などの地域特産物づくり、沿道直売などの都市農村交流を通じて付加価値の高い農業展開を図り、生産・生活環境基盤の整備と農地中間管理機構による農用地の貸し借り等による農用地の保全と有効利用を図り、集落等を単位とした農業経営の法人化を見据えた生産組織の育成の推進を図る。

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 作物の高付加価値化の構想

本県は、都市化が進行する中であって、農業者の高い技術力と創意工夫により、高品質・多品目な農畜産物を生産している。

このような情勢にあって、都市と共存し、かつ、安定した生鮮食料供給基地としての都市農業の振興を図るために、農用地の効率的利用を推進する近代化施設の整備を進める。あわせてマーケット・インの発想を活かした取組や、6次産業化の推進、農産物のブランド化、市場等への安定的供給、県産農畜産物の県民へのPRなど知名度向上の取組により流通体制の確立や、販路拡大、加工販売施設の計画的な配置及びその整備を推進する必要がある。

(2) 農業地帯別の構想

ア 横浜川崎農業地帯

この地帯は、典型的な都市農業地帯であるが、まとまりのある一部の農業専用地区を核として、野菜、花き、植木、果樹及び畜産等の振興を図る。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりである。

(ア) 露地野菜：本地帯では、ダイコン、キャベツ等の重量野菜を中心とした土地利用型経営と、ホウレンソウ、コマツナ等の軟弱野菜を中心とした集約型経営が行われており、これら露地野菜の団地化を推進する。このため生産者組織による計画的な生産・出荷体制を確立して、管理作業の機械化の整備を促進する。その立地条件を活用して市場出荷のほかに、契約出荷や消費者と密着した直売等ソフト面を推進する。

(イ) 花き：温室利用による花鉢物、苗物、観葉植物の生産が期待される。立地を活かした市場出荷及び直売等が行われているが、販売面においては、生産者団体による花鉢物等の流通施設、直売施設等の整備を推進する。

- (ウ) 植 木：高地価に対応できる都市的な作目であり、苗木生産、大ものの庭木生産、盆栽等の多様な生産が行なわれているが、造園技術の習得により植木生産販売とあわせて造園も行う経営と、公共用緑化木を専門に生産する経営とに二分する方向にある。したがって、地域別、機能別にそれら経営体の生産集団化を進める。生産面においては、母樹園、増殖ほ、かん水施設、病虫害防除施設等の整備を推進する。
- (エ) 果 樹：天敵製剤を利用して化学農薬の使用の低減を図るとともに、立地条件を活用してブランド化や観光的果樹栽培を推進する。また、かん水施設、病虫害防除施設等の整備を推進する。
- (オ) 畜 産：都市環境との調和のとれた近代的施設を完備した専業畜産経営を目指すため、省力性・効率性、臭気対策などや家畜の快適性に配慮した畜舎の整備を推進する。なお、整備にあたっては家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に対応した施設となるよう指導する。また、環境対策と資源リサイクルの観点から、各家畜に適したふん尿処理施設、未利用資源の飼料化施設、加工販売施設等の整備を推進する。さらに、家畜伝染病予防と畜産物の安全性を確保する観点から、農場HACCP・GAP方式の導入や分割管理に必要な施設の整備を図るなど、飼養衛生管理の高度化を推進する。
- (カ) 施設野菜：環境制御装置の効率的な活用を支援することにより施設園芸規模の拡大や生産性の向上を図り、生産組織の育成を推進する。また、共同育苗施設等を整備し、優良品種を導入することにより高品質、安定生産を図るとともに、栽培管理労力の軽減を推進する。

イ 横須賀三浦農業地帯

北部では、野菜の多品目生産による直売を中心とする農業が行われているため、消費者ニーズに合わせた作付けを行うとともに、年間を通した農業生産の技術体系の整備を推進する。

一方、南部は、冬季温暖な気候を活かした大規模な露地野菜産地で、計画的な作付けを行う周年栽培が行われているが、ミカンやイチゴなど観光農業も行われ、首都圏の消費者と直結した農業の展開を図っている。こうしたことから、関連する施設の整備や連作障害対策、省力化対策を推進する。

これら南北の特色ある農業地帯に共通した重点作目としては、露地野菜等であり、今後における農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

- (ア) 露地野菜：南部の生産主品目は、ダイコン、キャベツ、スイカ、カボチャ、メロン、トウガン等の重量野菜である。このため、農作業の機械化や省力化スマート農業の実装による生産力強化の推進を図る。
- また、連作障害も懸念されるところであり、土壌病虫害防除やたい肥等

機質の適正施用など総合的な地力保全対策のための近代化施設の整備を推進するとともに、安定生産のための管理作業、収穫出荷情報の施設整備の推進を図る。

出荷面においては、洗浄、包装、荷造り作業等の機械化及び集出荷施設、農産物処理加工施設、直売施設など目的に合った近代化施設の整備を推進する。

(イ) 畜産：横浜川崎農業地帯に準ずる。

ウ 県央湘南農業地帯

この地帯の農業生産は、相模川流域の水田地域及び丹沢山麓地域に区分される。

水田については、農作業受委託等やブロックローテーションを推進して、農用地の荒廃化を防ぐ対策を図る。

丹沢山麓地域については、果樹、花き及び畜産の地域的集団産地化が期待されるが、それぞれの地域に応じた基幹となる作目の主産地形成を推進する。

今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりである。

(ア) 水稲：水稲については、生産組織の育成強化を図り、農地中間管理機構による農用地の貸し借りや農作業受委託等を中心とした面的利用集積を促進し、効率的な生産体制の実現を目指す。また、良食味品種の導入及び共同育苗施設、共同乾燥施設の整備、機械の効率利用により低コスト化を図り、安定生産技術の一貫作業体系の確立を推進する。

(イ) 露地野菜：サトイモ、キャベツ、ホウレンソウ、ダイコン、ネギ等の生産が盛んである。栽培面では、優良品種の導入、地域の未利用有機質資源のたい肥化施設の整備を図りながら、化学農薬、化学肥料の使用の低減等による環境保全型農業などを推進するとともに、機械化による省力化技術を推進する。出荷販売面では、比較的都市化の進んだ本地帯の立地を活かし、販売体制の強化、高品質野菜を地域ぐるみで計画生産できる組織の育成、集出荷施設、農産物処理加工施設、直売施設の整備や包装、荷造り作業等の機械化等有利販売の可能な体制づくりのための近代化施設の整備を推進する。

(ウ) 施設野菜：ビニールハウス、ガラス温室等の施設によるトマト、キュウリ、イチゴを中心とした産地であるが、生産組織を整備し、集団化を推進する。今後は、自動環境制御装置の導入を推進する等、スマート農業の活用により省力化・高品質化を図るとともに、集約的な農業経営を確立する。栽培面においては、優良品種の導入を図り、省力化栽培及び管理用機械により栽培管理労力を軽減し、化学農薬、化学肥料の使用の低減等による環境保全型農業

を推進する。出荷販売面については、共同選果施設、集出荷施設の再編整備による効率化とあわせて共販体制を確立し、多様化する消費者ニーズに柔軟に対応できる体制整備と有利販売を目指す。

- (エ) 花き：バラ、スイートピー、カーネーション、鉢物等の温室花きが比較的集団的に生産されているが、今後は、スマート農業の活用による省力化・高品質化を図り、経営規模拡大や集団化を促進する。また、オリジナル品種の導入を推進するとともに、流通面については、共同集荷施設等の整備と包装荷造り容器の改善等による生産流通コストの削減を図る。
- (オ) 植木：横浜川崎農業地帯に準ずる。
- (カ) ミカン：丹沢山麓及び大磯丘陵を中心とする集団産地であるが、今後は消費者の需要に応じた高品質果実生産を推進するため、優良系統への品種の更新を図るとともに生産組織の育成を進め、省力化、低コスト化を図り、他部門との複合経営を推進する。近代化施設としては、ミカン園の施設化等も含めて観光農業団地の育成及び整備を推進する。
- (キ) 落葉果樹：藤沢、大和及び伊勢原周辺を中心として、ナシ、ブドウ、柿等のもぎとり、沿道直売が行なわれている。今後も都市近郊果樹産地として、果樹主業農家を育成し集団化を図る一方、他部門と連携を密にして観光農業団地の整備を推進する。生産面においては、栽培条件の整備を図るが、消費者のニーズ、販売形態に対応した優良品種の導入、性フェロモン剤等を活用した化学農薬の使用の低減等による環境保全型農業を推進する。
- (ク) 畜産：横浜川崎農業地帯に準ずるとともに、自給飼料の生産拡大を図る。

エ 県西農業地帯

この地帯の農業生産は、酒匂川流域の水田地域と、これをとりまく曾我丘陵、丹沢山麓及び箱根山麓の畑、樹園地の地域に区分される。水田については、生産性の向上と良質米産地としての形成を推進する。また、畑、樹園地地域については、急傾斜地におけるミカン、茶の集団産地化と、緩傾斜地における畜産、園芸部門の主産地形成が期待される。この地帯における重点作目としては、水稲、ミカン、茶、畜産等があげられ、これらの今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりである。

- (ア) 水稲：県央湘南農業地帯に準ずる。
- (イ) ミカン：箱根山麓から曾我丘陵にかけて集団的に栽培されているが、経営規模は大きくない。このため、ミカン生産の基本的方向は高品質果樹生産とスマート農業を活用した省力化を基調とし生産性の高いミカン経営を主として、他の果樹も導入した果樹複合経営の確立を図る。近代化施設整備の

方向としては、貯蔵庫や選果施設の整備を図るとともに、農道及び園内道の整備による管理・運搬作業の機械化、優良品種及び中晩柑類への計画的な更新を進めることにより、ミカン経営の安定的発展を図る。

- (ウ) 落葉果樹：酒匂川流域には、ウメ等が栽培され、都市近郊果樹産地として果樹主業農家を育成し、集団化を図るとともに、他部門と連携を密にして観光農業団地の整備を推進する。生産面においては、栽培条件の整備を図るが、消費者のニーズ、販売形態に対応した優良品種の導入、性フェロモン剤等を活用した化学農薬の使用の低減等による環境保全型農業を推進する。
- (エ) 畜産：横浜川崎農業地帯に準ずるとともに、自給的飼料の生産拡大を図る。
- (オ) 茶：酒匂川水系沿いの山間傾斜地を中心として栽培されているが、基本的方向としては、スマート農業を活用や自走式（乗用型）茶園管理機の導入による省力化・高品質化を基調とする茶主業経営の確立が必要であり、良質で生産性の高い集団産地の形成を図る。このためには、機械作業が可能となるよう簡易な基盤整備（機械進入路、隣接茶園の結合）、水源の確保と貯水槽の設置、資材等の運搬モノレール、防霜ファンの設置と荒茶加工施設の整備を図る。

オ 県北農業地帯

この地帯の農業生産は、東部の水田地域及び相模原台地の畑地域と西部の中山間地域に区分される。東部の河川沿いの水田は、農地中間管理機構による農用地の貸し借りや農作業受委託等を中心とした面的利用集積を促進し、農用地の荒廃化を防ぐ対策を推進する。また、台地部の畑は急激に都市化されているが、野菜、花き、植木等の園芸部門の拡大及び畜産部門の環境整備が期待される。西部の中山間部は豊かな自然・歴史・文化などの地域資源と多面的機能を有する中山間地域の特性を活かし、生産や販売、都市との交流を通して地域の活性化を図るとともに、県民の水源地域であることから環境保全を視野に入れた農業を推進する。今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりである。

- (ア) 水稲：県央湘南農業地帯に準じる。
- (イ) 野菜：東部は県央湘南農業地帯に準ずる。西部は作業労力の軽減や直売品目の新作型及び新品目の導入を図るとともに、水源地域としての環境保全を視野に入れ、家畜たい肥による土づくりと、地域内資源のリサイクルなど環境保全型農業を推進し、付加価値を高め、直売や観光農園による有利販売の促進を図るため、直売施設や農産物加工施設等の整備を図る。
- (ウ) 畜産：横浜川崎農業地帯に準ずるとともに、自給的飼料の生産拡大を

図る。また、水源地域としての環境保全を視野に入れ推進する。
(エ) 茶 : 県西農業地帯に準じる。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

ア 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

本県では、担い手の減少や高齢化が進んでおり、安全・安心な食料を県民に安定的に供給するためには、多様な担い手を確保しつつ、労力の軽減につながる省力化、遠隔操作などにより作業を効率化することで、生産性を向上させていく必要がある。

そのため、ICT を活用した最新の農業生産技術の導入、生産者が消費者と直接つながることができる SNS システムの導入及び無人自動走行システムを活用した農業機械の導入などスマート農業の推進を図っている。

イ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

地域農業における生産、加工・流通体制の高度化及び規模拡大の取組を通じ、地域農業の担い手となるべき農業経営体の育成・確保を図る。このため、生産から加工販売（農業の6次産業化）までの施設、都市と農村の交流促進を図る都市農村交流施設、新規就農者を含む農業者の農業研修教育関連施設の整備を図る。その他、女性農業者や高齢農業者の活動を支援する加工施設等の整備を促進する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

ア 農業研修教育関連施設

意欲ある多様な担い手の育成・確保の一環として、かながわ農業アカデミーにおいてはスマート農業等についてのカリキュラムや先進的な技術・経営手法に対応した研修教育体制の整備など充実を図る。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

ア 就農準備等に必要な資金手当

経営感覚に優れた意欲ある多様な担い手となることが期待される青年農業者やその他農業を担うべき者を確保・育成するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）に基づき、新規に就農しようとする青年等（青年及び中高年）に対し、就農支援措置を講ずる。

イ 生産基盤となる農地の円滑な取得

地域（集落）における話し合いを基本に、地域計画や農用地利用集積等促進計画など、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業の積極的な活用を図り、荒廃農地の利用促進を含めた利用権の設定等による農用地の円滑な取得と経営規模拡大や農業経営の法人化を推進する。

ウ 新規就農者の確保のために必要な各種の情報提供体制

かながわ農業アカデミーが、農地中間管理機構や市町村、農業委員会等の関係機関・団体等と連携して、就農方法や就農地の状況など担い手等に各種情報を提供する体制の強化を図る。

エ 担い手の育成支援

各地域の農業技術センターなどでは新規就農者に対して行う知識・技術の習得支援、意欲のある農業青年等に対する経営発展支援及びトップ経営体の育成に向けた支援など、経営状況に応じた担い手育成支援を実施する。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

本県は、大都市を身近に持つという立地条件から雇用の機会も多く、比較的安定した農家所得が確保されている。しかしながら、本来農業の後継者となる者も他産業へ従事するところとなり、地域における農業従事者の高齢化や担い手不足の状況が発生している。

(1) 農業就業者の安定的な就業の促進目標

ア 工業、商業、観光、サービス産業等農業以外の産業における農業従事者の就業の状況

現在の県内農業経営体（個人経営体）の世帯員数（A）は35,759人※であるが、基幹的農業従事者数は（B）は16,455人で他産業従事者（A-B）は19,304人となっており、約54%が他産業に流出している状況である。

※2020 農林業センサスの農業経営体（個人経営体）の年齢階層別世帯員数のうち15歳以上の合計。

イ 農業従事者の就業に伴う都市等への流出防止

東京都心、横浜の中心等都会に近いことから農家人口の流出は少ないが、地域における地場産業と連携することにより、農業に従事しやすい環境の整備を推進する。

ウ 地場産業、農村資源活用による農業従事者の就業構造改善等、農村の定住条件の整備による専業的農家を中心とした農用地の有効利用の促進

特に中山間部の農業地域の農家1戸当たり農地面積は零細である。このため、今後、本地域においては、地域農林水産物を利用した地場産業の振興により、不安定な就業状態にある兼業従事者の安定就業を促進するとともに、あわせて農道や農業集落排水など農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備による定住条件の改善を目指す。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

ア 農畜産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

国庫補助事業等の導入により、6次産業化への取組を促進するため、地域の農畜産物加工・販売に係る施設の整備を図る。

イ 地域特産品や地場産業の活用による安定的な就業の促進

かながわブランドなど、地域特産品となっている農林水産加工品等の高付加価値化を推進し、販売促進や利用促進により安定的な農業経営を図る。

ウ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく企業の計画的導入

就業機会の確保を目指す地域においては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等の活用により、地元における安定的な就業機会の確保を図る。

エ 観光面と連携した農業の推進

地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等の支援を図る。

オ 農村地域における基盤整備の推進

中山間地域等の地域の特色を活かした基盤整備と生産・販売施設等の整備との一体的推進、施設等の整備を通じた省力化により多様な働き方を実現する農村の働き方改革の推進を図る。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

ア 農村部における生活環境施設の整備の状況

農業地域では、人口減少・高齢化等が急速に進み、職業や生活意識が多様化する中で、無秩序な開発、粗放的な農地利用、農業用排水の汚濁等が進行している。このような状況の中、生活環境の面で都市部に比べて立ち遅れがみられる。

イ 生活環境施設の整備の基本的方向

農山漁村における生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため、農林漁業の振興とともに、それを支える買い物・子育て・文化・集い等による地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う事業体（農山漁村地域づくり事業体）の形成等を支援する。

また、人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を図る。

(2) 生活環境施設の整備の構想

ア 適正かつ効率的な施設の配置

農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民の参加と、地域社会づくりに対する参加意識の醸成に努めつつ、適正かつ効率的な生活環境施設を整備する。

イ 農村地域の特性を生かした施設整備

施設整備にあたっては、農業生産環境との関連に留意するとともに、農村地域が有する自然環境、伝統、文化、景観等との調和を図りつつ、他の類似施設との機能分担を明確にして整備を促進する。

ウ 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進

農村公園等の整備にあたっては、地域コミュニティ醸成の場として整備の推進を図るが、地域住民の自主的な活動により、施設の維持や運営が適正に行われるよう配慮する。